

703 介護予防認知症対応型共同生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	介護従業者の数が共同生活住居ごとに1以上	<input type="checkbox"/> 満たさない	
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	<input type="checkbox"/> 未整備	
	身体拘束等適正化委員会を3月に1回以上開催していない	<input type="checkbox"/> 未実施	
	身体拘束等適正化のための指針の整備又は定期的な研修を行っていない	<input type="checkbox"/> 未実施	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	高齢者虐待防止のための指針の整備していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	高齢者虐待の防止のための研修を年1回以上実施していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	高齢者虐待防止措置を適正に実施する担当者を置いていない	<input type="checkbox"/> 該当	
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない	<input type="checkbox"/> 該当	
3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	3つの共同生活住居を有する事業所において、全ての共同生活住居が同一の階に隣接し、介護従業者が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応を行うことが可能である構造	<input type="checkbox"/> 該当	
	夜間の勤務に関するマニュアルの策定や避難訓練の実施といった安全対策が行われ、利用者の安全性が確保されていると認められること	<input type="checkbox"/> 該当	

夜間支援体制加算（Ⅰ）	介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）又は介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）を算定していること 次に掲げる基準のいずれかに該当しているか。 (1)夜勤を行う介護従業者の数が厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準第3号本文に規定する数に1（次に掲げる基準のいずれにも適合する場合にあっては、0.9）を加えた数以上であること a 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器を当該介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置していること b 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、必要な検討等が行われていること (2)夜間及び深夜の時間帯を通じて置くべき数の介護従業者に加えて、宿直勤務に当たる者を1名以上配置している 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	<input type="checkbox"/> 満たす		
		<input type="checkbox"/> 満たす		
		<input type="checkbox"/> 該当		
夜間支援体制加算（Ⅱ）	介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）又は介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）を算定していること 次に掲げる基準のいずれかに該当しているか。 (1)夜勤を行う介護従業者の数が厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準第3号本文に規定する数に1（次に掲げる基準のいずれにも適合する場合にあっては、0.9）を加えた数以上であること a 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器を当該介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置していること b 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、必要な検討等が行われていること (2)夜間及び深夜の時間帯を通じて置くべき数の介護従業者に加えて、宿直勤務に当たる者を1名以上配置している 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	<input type="checkbox"/> 満たす		
		<input type="checkbox"/> 満たす		
		<input type="checkbox"/> 該当		

	<p>次のa～cに該当しない</p> <p>a 病院又は診療所に入院中の者</p> <p>b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者</p> <p>c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護の利用中の者</p>	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 該当	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	<p>利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護が必要であると医師が判断し、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合</p> <p>介護支援専門員、受入事業所の職員と連携をし、利用者又は家族との同意の上、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用を開始</p> <p>判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録し、事業所は判断を行った医師名、日付及び留意事項等を介護サービス計画書に記録している</p> <p>利用開始日から起算して7日以内</p>	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めている	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 該当	
	担当者中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供を行う	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 実施	
入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院をした場合	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 該当	
	入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び事業所に円滑に入居できる体制を確保していること	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 該当	
	上記について、あらかじめ利用者に説明を行っている	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 該当	
初期加算	入居した日から起算して30日以内（30日を超える病院又は診療所への入院後に事業所に再び入居した場合も、同様とする。）	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 該当	
	過去3月間（ただし日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は過去1月間）の間に、当該事業所に入居したことがない	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 該当	

協力医療機関連携加算 (Ⅰ)	利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談を行う体制の常時確保していること	<input type="checkbox"/> 該当	
	事業所からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制の常時確保していること	<input type="checkbox"/> 該当	
	協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を概ね月に1回以上開催	<input type="checkbox"/> 実施	
	医療連携体制加算を算定していること	<input type="checkbox"/> 該当	
協力医療機関連携加算 (Ⅱ)	協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を概ね月に1回以上開催	<input type="checkbox"/> 実施	
	医療連携体制加算を算定していること	<input type="checkbox"/> 該当	
退居時相談援助加算	利用期間が1月を超える利用者が退居	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者の退去時に利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行うこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。）及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、利用者の介護状況を示す文書を添えて利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護支援専門員である計画作成担当者、介護職員等が協力し、退居者及びその家族等のいずれにも行き、当該相談援助を行った日付及び内容の要点に関する記録を行うこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者1人につき1回が限度	<input type="checkbox"/> 該当	

認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下、「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること	<input type="checkbox"/> 該当	
	対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること	<input type="checkbox"/> 実施	
	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること	<input type="checkbox"/> 実施	
	認知症専門ケア加算を算定していないこと	<input type="checkbox"/> 実施	
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下、「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること	<input type="checkbox"/> 該当	
	対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること	<input type="checkbox"/> 実施	
	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症専門ケア加算を算定していないこと	<input type="checkbox"/> 実施	

認知症専門ケア加算(Ⅰ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	<input type="checkbox"/> 実施	
	認知症チームケア推進加算を算定していないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	<input type="checkbox"/> 実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定	<input type="checkbox"/> 実施	
	認知症チームケア推進加算を算定していないこと	<input type="checkbox"/> 該当	

生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	介護予防訪問リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、計画作成担当者は助言に基づいて生活機能アセスメントを行っている。	<input type="checkbox"/> 実施	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供を行っている。	<input type="checkbox"/> 実施	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月である。	<input type="checkbox"/> 実施	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	介護予防訪問リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同でカンファレンスを行い、共同で生活機能アセスメントを行っている。	<input type="checkbox"/> 実施	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供を行っている。	<input type="checkbox"/> 実施	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月以降3月の間	<input type="checkbox"/> 実施	
栄養管理体制加算	管理栄養士（当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。）が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている	<input type="checkbox"/> 実施	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の助言及び指導に基づき口腔ケアマネジメント計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	口腔ケアマネジメント計画
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る指導及び助言を実施	<input type="checkbox"/> 1月に1回以上	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、他の入所者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出	<input type="checkbox"/> 該当	
	必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、上記に規定する情報その他指定介護予防認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること	<input type="checkbox"/> 該当	

口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し情報を担当の介護支援専門員へ情報提供	<input type="checkbox"/> 該当	
	本事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること	<input type="checkbox"/> 該当	
	協力医療機関その他の医療機関との間で感染症（新興感染症を除く。以下も同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること	<input type="checkbox"/> 該当	
	感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること	<input type="checkbox"/> 実施	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること	<input type="checkbox"/> 該当	
新興感染症等施設療養費	利用者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に1月に1回、連続する5日を限度として算定する	<input type="checkbox"/> 該当	※令和7年1月時点において指定されている感染症はない。

生産性向上推進体制加算 (I)	次に掲げる基準のいずれにも適合すること			
	(1)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③介護機器の定期的な点検 ④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/>	該当	
	(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること	<input type="checkbox"/>	該当	
	(3) 介護機器を複数種類活用していること	<input type="checkbox"/>	該当	
	(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること	<input type="checkbox"/>	該当	
	(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること	<input type="checkbox"/>	実施	
生産性向上推進体制加算 (II)	次に掲げる基準のいずれにも適合すること			
	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること	<input type="checkbox"/>	該当	
	(2) 介護機器を活用していること	<input type="checkbox"/>	該当	
	(3) 事業年度ごとに(2)及び(I)の(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること	<input type="checkbox"/>	実施	

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上	<input type="checkbox"/>	いずれか該当	
	介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上	<input type="checkbox"/>	該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	<input type="checkbox"/>	該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/>	いずれか該当	
	看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上			
	サービスを直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上の者が100分の30以上			
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当	

介護職員等処遇改善加算 (I)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	
	2 改善計画書の作成、全ての介護職員に周知、市への届出	<input type="checkbox"/> あり	
	3 次に掲げる基準のいずれにも適合すること		
	(1) 【月額賃金改善要件 I】 加算IVの加算額の2分の1以上に相当する額以上を、基本給又は毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てている	<input type="checkbox"/> 該当	
	(2) 【月額賃金改善要件 II】 令和6年5月31日時点で、旧処遇改善加算を算定し、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までに新規に加算IからIVまでのいずれかを算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを実施している	<input type="checkbox"/> 該当	
	(3) 【キャリアパス要件 I】 （任用要件・賃金体系の整備等） 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の任用の際ににおける職位、職責又は職務内容等の要件を定めていること イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めていること ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること	<input type="checkbox"/> 該当	
	(4) 【キャリアパス要件 II】 （研修の実施等） 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の資質向上又は資格取得のための支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 イ アについて、全ての介護職員に周知していること	<input type="checkbox"/> 該当	

	(5) 【キャリアパス要件Ⅲ】 (昇給の仕組みの整備等) 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること イ アの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること	<input type="checkbox"/> 該当	
	(6) 【キャリアパス要件Ⅳ】 (改善後の年額賃金要件) 「経験・技能のある介護職員」のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上であること（加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上の者を除く）	<input type="checkbox"/> 該当	
	(7) 【キャリアパス要件Ⅴ】 (介護福祉士の配置等要件) サービス類型ごとに以下の届出を行っていること ・介護予防認知症対応型共同生活介護 サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを算定している	<input type="checkbox"/> 該当	
	(8) 【職場環境等要件】 処遇改善（賃金改善を除く）計画に基づき実施し、その内容を全ての介護職員に周知していること 4 処遇改善に関する実績の報告 5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 6 労働保険料を適正に納付している	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	加算(Ⅰ)の1から2、4から6に加え、3(1)から(6)及び(8)の要件をすべて満たすこと	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	加算(Ⅰ)の1から2、4から6に加え、3(1)から(5)及び(8)の要件をすべて満たすこと	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	加算(Ⅰ)の1から2、4から6に加え、3(1)から(4)及び(8)の要件をすべて満たすこと	<input type="checkbox"/> 該当	